

運輸省航空局長及び防衛庁防衛局長は千歳飛行場の管理等に関し、次のとおり協定する。

昭和 3 6 年 1 月 9 日

運輸省航空局長 今 井 栄 文

防衛庁防衛局長 海 原 治

千歳飛行場の管理等に関する協定

第 1 条 運輸省は、防衛庁が千歳飛行場を自衛隊の設置する飛行場として設置し、及び管理することに同意する。ただし、滑走路東側の民間航空用施設の設置予定区域として別途協議して定める区域は、運輸省が管理するものとする。

第 2 条 防衛庁は、前条ただし書の区域に民間航空用施設が設備されるまでは、現に民間航空の用に供せられている建物地域を運輸省が管理することに同意する。

第 3 条 防衛庁は、運輸大臣が千歳飛行場の現に民間航空の用に供せられている着陸帯、誘導路、エプロンその他の施設及び将来民間航空の便宜の増進のため必要とされるこれらの施設につき航空法第 5 6 条の 5 の規定により公共の用に供すべき施設として指定することに同意する。

2. 防衛庁は、前項の公共の用に供すべき施設以外の施設であっても、自衛隊の任務遂行に支障のない限度で、民間航空の便宜を図るため施設の使用につき協力するものとする。

第 4 条 運輸省は、防衛庁が千歳飛行場の進入管制業務、飛行場管制業務及び誘導管制業務を行なうことに同意する。

2. 運輸省及び防衛庁は、航空法第 1 3 7 条の 2 の規定に基づく制令の制定の手続を促進するものとする。